

指定給水装置工事事業者の指定の更新

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により公示する。

公示日：令和5年1月4日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事事業者の事業を行う事業所の名称及び所在地		指定の 有効期限
				名称	所在地	
292	株式会社水巧設備工業	千葉県若葉区 貝塚町979番地	佐藤 裕康	株式会社水巧設備工業	千葉県若葉区 貝塚町979番地	令和10年9月29日